

トヨタグループ株式ファンド

足元の運用状況および今後の市場見通しについて

平素は「トヨタグループ株式ファンド」（以下、当ファンド）をご愛顧賜り、厚く御礼申し上げます。さて、世界の金融市場は年初から世界経済の見通しの不透明感や原油価格の下落等の影響を受け、変動の大きい展開が続いています。

こうした状況を受け、当ファンドの運用状況や今後の市場見通し等についてご報告いたします。

足元の運用状況について

4月1日に発表された日本銀行の3月全国企業短期経済観測調査（日銀短観）で企業の景況感が市場予想を上回る悪化となったことを受けて投資家の警戒感が高まったことや、国際通貨基金（IMF）のラガルド専務理事による世界の景気回復に対するリスクが増しているとの発言などから、リスク回避の動きが強まり、外国為替市場では一時107円台後半まで円高米ドル安が進行しました。

これらの要因などから、国内株式市場は新年度に入りさらに下落基調となっており、特に、輸出関連企業等の株価下落が大きくなっております。また、月初に発表された日米の3月の新車販売台数が低調であったことも自動車関連銘柄の株価下落要因となりました。

このような環境下、当ファンドの基準価額は下落基調で推移しております。

設定来の基準価額と純資産総額の推移
(2003年11月14日（設定日）～2016年4月8日)



(注1) 基準価額、税引前分配金再投資基準価額は、1万口当たり、信託報酬控除後。

(注2) 税引前分配金再投資基準価額は、分配金（税引前）を分配時に再投資したものと仮定して計算しており、実際の基準価額とは異なります。

※上記は過去の実績であり、将来の運用成果を保証するものではありません。

今後の市場見通しについて

【株式市場】

個人消費の弱さを背景に国内景気が踊り場の状態を続けるなか、企業業績においては想定を超える円高の進行により製造業を中心に新年度の減益リスクが意識され、株価には下押し圧力が高まることが想定されます。

一方、米国景気は底打ちの兆しをみせており、今後の米国経済指標で回復感が確認されれば円安米ドル高に転じると見込まれること、国内での金融・財政両面での政策期待を背景に株価の下値も支えられるとの見込みから、株価はボックス圏での推移が想定されます。

今後は、国内経済対策がどのような内容や規模で行われるのか、および世界景気浮揚に向けた国際的な政策協調の動きが注目されます。

【為替】

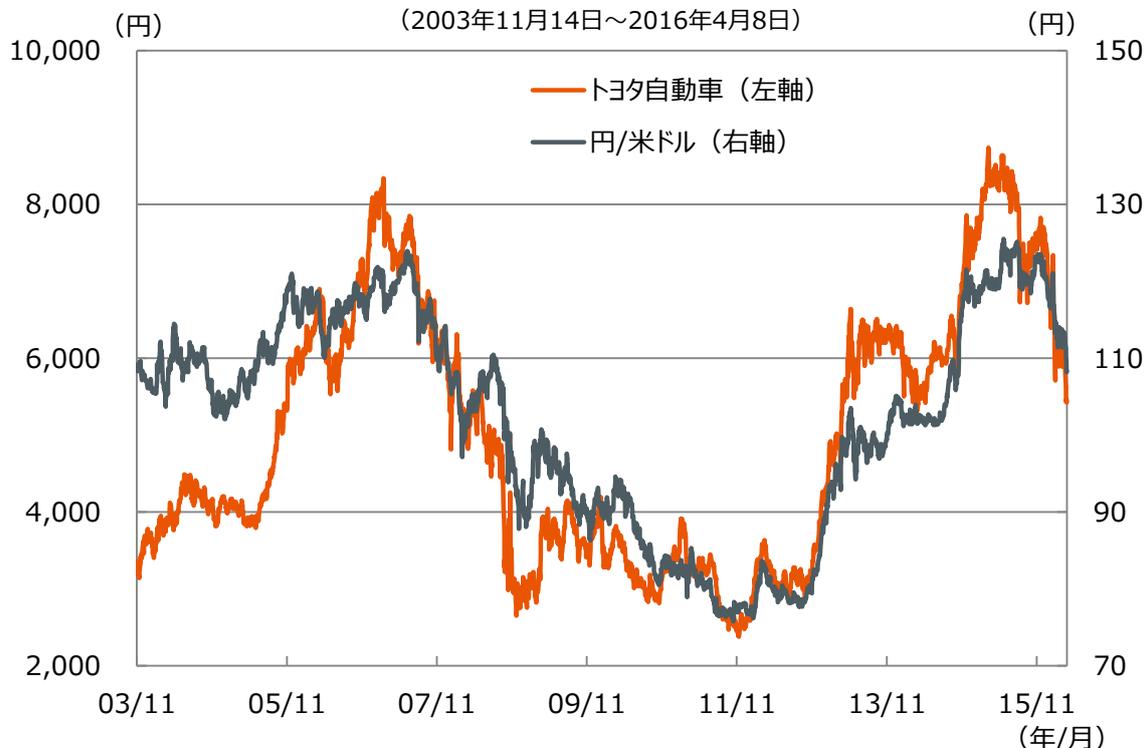
世界景気の減速懸念などから投資家のリスク回避姿勢が強まったことを背景に、円高米ドル安が進んでいます。足元では、米国の利上げ観測が後退したことや、主要産油国での増産凍結に対する懐疑的な見方が強まったことから原油価格が下落したこともあり、外国為替市場では一時107円台後半まで円高米ドル安が進行しました。

しかしながら、日本はマイナス金利が導入され、緩和的な金融政策が続くとみられる一方、米国では利上げ観測はやや後退したものの、緩やかな金利上昇局面が続くと見込まれることなどから、長期的にみると円安米ドル高方向に進むことが期待されます。

※上記の見通しは当資料作成時点のものであり、将来の投資成果および市場環境の変動等を示唆あるいは保証するものではありません。今後、予告なく変更する場合があります。

【ご参考】トヨタ自動車株価と為替の推移

(2003年11月14日～2016年4月8日)



(2016年4月8日時点)

年初来の騰落率	
トヨタ自動車	-27.0%
円/米ドル	-10.1%

(出所) Bloombergのデータを基に三井住友アセットマネジメント作成

※上記は過去の実績であり、当ファンドの将来の運用成果や今後の市場環境を示唆あるいは保証するものではありません。また、個別銘柄への投資を推奨するものではありません。

【ファンドの目的・特色】

＜ファンドの目的＞

トヨタグループ株式マザーファンド（以下「マザーファンド」ということがあります。）への投資を通じて、トヨタ自動車株式会社およびそのグループ会社*の株式に投資し、信託財産の成長を目指して運用を行います。

※以下、「トヨタ自動車およびそのグループ会社」ということがあります。

＜ファンドの特色＞

- 「トヨタグループ株式マザーファンド」を通じて、トヨタ自動車およびそのグループ会社の株式に投資し、これらの銘柄群の動きをとらえることを目標に運用を行います。
 - グループ会社とは、トヨタ自動車株式会社の有価証券報告書、四半期報告書およびこれらに準じる公開情報に開示される連結子会社、持分法適用関連会社をいいます。（以下、同じ。）
 - 当ファンドの運用は、ファミリーファンド方式により行います。したがって、実質的な運用は、「トヨタグループ株式マザーファンド」で行います。
- 「トヨタグループ株式マザーファンド」は、下記一定基準に基づき、規則的な運用を行います。

【組入銘柄の決定】は、...

- トヨタ自動車およびそのグループ会社のうち、わが国の取引所第一部に上場している株式から流動性を勘案した銘柄（原則として、東京証券取引所第一部上場銘柄）に投資します。

【組入銘柄の投資比率の決定】は、...

- 原則として、銘柄の投資比率は、組入銘柄の時価総額に応じて決定します。
- トヨタ自動車株式の時価総額が組入銘柄の時価総額合計の50%を超える場合は、トヨタ自動車およびそのグループ会社全体の動きをとらえるために、トヨタ自動車株式の投資比率を約50%までとします。また、残りの約50%を、グループ会社株式の各銘柄の時価総額に応じた比率で投資します。

※トヨタグループ株式マザーファンドには、構成比率が非常に高い銘柄が存在します。ファンドは、トヨタ自動車およびそのグループ会社の株式の値動きに概ね連動する投資成果を目指して運用を行っているため、基準価額は、当該銘柄群の株価変動の影響を大きく受けます。

【投資比率の調整、銘柄の変更等】は、...

- 組入銘柄の投資比率の調整は、原則として四半期毎に上記【組入銘柄の投資比率の決定】で規定する基本方針に基づき行うこととします。
- * なお、追加設定・解約等により、四半期中にファンドの資金の増減がある場合、または各銘柄の投資比率が目標とする投資比率より想定以上に乖離した場合等には、当該銘柄の買付・売却を行います。
- 投資対象銘柄の変更・追加・削除等については、トヨタ自動車株式会社の有価証券報告書、四半期報告書およびこれらに準じる公開情報の開示に基づいて行います。

- 株式の実質組入比率は、通常の状態では高位を保つことを基本とします。

※当ファンドは、あらかじめ決められた一定の方針にて投資を行うファンドであり、銘柄選定や組入比率操作等による追加収益を追求するファンドではありません。

※当ファンドは、投資対象となるトヨタ自動車およびそのグループ会社より投資元本および運用成績を保証されるものではありません。

- ◎ 資金動向、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき、グループ会社の定義等に大きな変更があった場合等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

【投資リスク】

＜基準価額の変動要因＞

ファンドは、主にわが国の株式を投資対象としています（マザーファンドを通じて間接的に投資する場合を含みます。）。ファンドの基準価額は、組み入れた株式の値動き、当該発行者の経営・財務状況の変化等の影響により上下します。**基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。**

運用の結果としてファンドに生じた**利益および損失は、すべて受益者に帰属**します。したがって、ファンドは**預貯金とは異なり、投資元本が保証されているものではなく**、一定の投資成果を保証するものではありません。ファンドの主要なリスクは、以下の通りです。

株式市場リスク

内外の政治、経済、社会情勢等の影響により株式相場が下落した場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、個々の株式の価格はその発行企業の事業活動や財務状況、これらに対する外部的評価の変化等によって変動し、ファンドの基準価額が下落する要因となります。特に、企業が倒産や大幅な業績悪化に陥った場合、当該企業の株式の価値が大きく下落し、基準価額が大きく下落する要因となります。

投資銘柄集中リスク

ファンドは、トヨタ自動車およびそのグループ企業の株式に限定して投資するため、銘柄構成が特定業種に集中する傾向や個別の銘柄の組入比率が高くなる傾向があり、基準価額が大幅にまたは継続的に下落する可能性があります。また、わが国の株式市場全体の動きとファンドの基準価額の動きが大きく異なることがあります。

信用リスク

ファンドが投資している有価証券や金融商品に債務不履行が発生あるいは懸念される場合に、当該有価証券や金融商品の価格が下がったり、投資資金を回収できなくなったりすることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。

市場流動性リスク

ファンドの資金流入に伴い、有価証券等を大量に売買しなければならない場合、あるいは市場を取り巻く外部環境に急激な変化があり、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等には、必要な取引ができなかったり、通常よりも不利な価格での取引を余儀なくされることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。

＜その他の留意点＞

【収益分配金に関する留意事項】

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。
- 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。
- ファンドのお申込みに関しては、クーリング・オフ制度の適用はありません。
- 当ファンドは「ファミリーファンド方式」により運用するため、当ファンドと同じマザーファンドを投資対象とする他のペビーファンドに追加設定・一部解約により資金の流入が生じた場合、その結果として、当該マザーファンドにおいても組入有価証券の売買等が生じ、当ファンドの基準価額に影響を及ぼすことがあります。
- 投資資産の市場流動性が低下することにより投資資産の取引等が困難となった場合は、ファンドの換金申込みの受け付けを中止すること、および既に受け付けた換金申込みを取り消すことがあります。

● お申込みメモ

購入単位	販売会社または委託会社にお問い合わせください。
購入価額	購入申込受付日の基準価額となります。 ただし、累積投資契約に基づく収益分配金の再投資の場合は、各計算期末の基準価額となります。
購入代金	販売会社の指定の期日までに、指定の方法でお支払いください。
換金単位	販売会社または委託会社にお問い合わせください。
換金価額	換金申込受付日の基準価額となります。
換金代金	原則として換金申込受付日から起算して5営業日目以降にお支払いします。
申込締切時間	原則として、午後3時までに購入、換金の申込みが行われ、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込受付分とします。
購入の申込期間	原則としていつでもお申し込みできます。
換金制限	—
購入・換金申込受付の中止及び取消し	取引所等における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入、換金の申込みの受け付けを中止させていただく場合、既に受け付けた購入、換金の申込みを取り消させていただく場合があります。
信託期間	無期限です。(信託設定日：2003年11月14日)
繰上償還	委託会社は、受益者にとって有利であると認めるとき、残存口数が10億口を下回ることとなったとき、その他やむを得ない事情が発生したときは、あらかじめ受益者に書面により通知する等の所定の手続きを経て、繰上償還させることがあります。
決算日	毎年11月13日(休業日の場合は翌営業日)
収益分配	年1回決算を行い、分配方針に基づき分配を行います。(委託会社の判断により分配を行わない場合もあります。) 分配金受取りコース：税金を差し引いた後、決算日から起算して5営業日目までにお支払いいたします。 分配金自動再投資コース：税金を差し引いた後、無手数料で再投資いたします。 ※販売会社によってはいずれか一方のみの取扱いとなる場合があります。 ※分配金自動再投資コースを取り扱う販売会社によっては、分配金を定期的に受け取るための契約を締結できる場合があります。 詳しくは販売会社にお問い合わせください。
信託金の限度額	3,000億円
公告	日本経済新聞に掲載します。
課税関係	課税上は株式投資信託として取り扱われます。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」、未成年者少額投資非課税制度「ジュニアNISA(ニーサ)」の適用対象です。ただし、販売会社によっては当ファンドをNISA、ジュニアNISAでの取扱い対象としない場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。 配当控除の適用が可能です。 ※上記は作成基準日現在の情報をもとに記載しています。税法が改正された場合等には、変更される場合があります。

● ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用							
購入時手数料	購入価額に 1.62%(税抜き1.5%) を上限として、販売会社がそれぞれ別に定める手数料率を乗じた額です。詳しくは販売会社にお問い合わせください。						
信託財産留保額	ありません。						
投資者が信託財産で間接的に負担する費用							
運用管理費用(信託報酬)	ファンドの純資産総額に 年0.7452%(税抜き0.69%) の率を乗じた額が毎日計上され、毎計算期間の最初の6か月終了日と各計算期末または信託終了のときに、信託財産中から支払われます。 <信託報酬の配分(税抜き)> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>委託会社</th> <th>販売会社</th> <th>受託会社</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>年0.3%</td> <td>年0.35%</td> <td>年0.04%</td> </tr> </tbody> </table> ※上記の配分には別途消費税等相当額がかかります。	委託会社	販売会社	受託会社	年0.3%	年0.35%	年0.04%
委託会社	販売会社	受託会社					
年0.3%	年0.35%	年0.04%					
その他の費用・手数料	上記のほか、ファンドの監査費用や有価証券の売買時の手数料、資産を外国で保管する場合の費用等(それらにかかる消費税等相当額を含みます。)が信託財産から支払われます。これらの費用に関しましては、その時々取引内容等により金額が決定し、運用状況により変化するため、あらかじめ、その金額等を具体的に記載することはできません。						

※ファンドの費用(手数料等)の合計額、その上限額、計算方法等は、ご投資家の保有期間に応じて異なる等の理由により、あらかじめ具体的に記載することはできません。

● 税金 税金は表に記載の時期に適用されます。

以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時 期	項 目	税 金
分配時	所得税及び地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金（解約）時及び償還時	所得税及び地方税	譲渡所得として課税 換金（解約）時及び償還時の差益（譲渡益）に対して20.315%

※ 法人の場合は上記とは異なります。

※ 税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

● 委託会社・その他の関係法人

委託会社 ファンドの運用の指図を行います。

三井住友アセットマネジメント株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第399号

加入協会 一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会

ホームページ：<http://www.smam-jp.com>

電話番号：0120-88-2976 [受付時間] 営業日の午前9時～午後5時

受託会社 ファンドの財産の保管および管理を行います。

三菱UFJ信託銀行株式会社

販売会社 ファンドの募集の取扱い及び解約お申込の受付等を行います。

●販売会社

販売会社名		登録番号	日本証券業協会	一般社団法人 第二種金融商品 取引業協会	一般社団法人 日本投資顧問業 協会	一般社団法人 金融先物取引業 協会	備考
池田泉州ＴＴ証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長（金商）第370号	○				
S M B C日興証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第2251号	○	○	○	○	※1
エース証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長（金商）第6号	○				
株式会社S B I証券	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第44号	○	○		○	
ガブコム証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第61号	○			○	
ごうぎん証券株式会社	金融商品取引業者	中国財務局長（金商）第43号	○				
スターツ証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第99号	○				
高木証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長（金商）第20号	○				
東海東京証券株式会社	金融商品取引業者	東海財務局長（金商）第140号	○	○		○	
内藤証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長（金商）第24号	○				
西日本シティＴ証券株式会社	金融商品取引業者	福岡財務支局長（金商）第75号	○				
日産証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第131号	○			○	
野村證券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第142号	○	○	○	○	
浜銀ＴＴ証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第1977号	○				
百五証券株式会社	金融商品取引業者	東海財務局長（金商）第134号	○				
ふくおか証券株式会社	金融商品取引業者	福岡財務支局長（金商）第5号	○				
マネックス証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第165号	○	○		○	
丸八証券株式会社	金融商品取引業者	東海財務局長（金商）第20号	○				
むさし証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第105号	○	○			
明和証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第185号	○				
楽天証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第195号	○	○		○	
株式会社愛知銀行	登録金融機関	東海財務局長（登金）第12号	○				
株式会社あおぞら銀行	登録金融機関	関東財務局長（登金）第8号	○			○	
株式会社イオン銀行	登録金融機関	関東財務局長（登金）第633号	○				
株式会社大垣共立銀行	登録金融機関	東海財務局長（登金）第3号	○			○	
株式会社熊本銀行	登録金融機関	九州財務局長（登金）第6号	○				
株式会社京葉銀行	登録金融機関	関東財務局長（登金）第56号	○				
株式会社西京銀行	登録金融機関	中国財務局長（登金）第7号	○				
株式会社七十七銀行	登録金融機関	東北財務局長（登金）第5号	○			○	
株式会社ジャパンネット銀行	登録金融機関	関東財務局長（登金）第624号	○			○	
株式会社十六銀行	登録金融機関	東海財務局長（登金）第7号	○			○	
株式会社荘内銀行	登録金融機関	東北財務局長（登金）第6号	○				
株式会社親和銀行	登録金融機関	福岡財務支局長（登金）第3号	○				
株式会社仙台銀行	登録金融機関	東北財務局長（登金）第16号	○				
株式会社三銀銀行	登録金融機関	東海財務局長（登金）第16号	○				
株式会社中京銀行	登録金融機関	東海財務局長（登金）第17号	○				
株式会社東北銀行	登録金融機関	東北財務局長（登金）第8号	○				
株式会社名古屋銀行	登録金融機関	東海財務局長（登金）第19号	○				
株式会社百五銀行	登録金融機関	東海財務局長（登金）第10号	○			○	
株式会社福岡銀行	登録金融機関	福岡財務支局長（登金）第7号	○			○	
株式会社北海道銀行	登録金融機関	北海道財務局長（登金）第1号	○			○	
三井生命保険株式会社	登録金融機関	関東財務局長（登金）第122号	○				※2
旭川信用金庫	登録金融機関	北海道財務局長（登金）第5号					
尼崎信用金庫	登録金融機関	近畿財務局長（登金）第39号	○				
磐田信用金庫	登録金融機関	東海財務局長（登金）第26号					
遠州信用金庫	登録金融機関	東海財務局長（登金）第28号					
大垣西濃信用金庫	登録金融機関	東海財務局長（登金）第29号					
大川信用金庫	登録金融機関	福岡財務支局長（登金）第19号					
岡崎信用金庫	登録金融機関	東海財務局長（登金）第30号	○				
おかやま信用金庫	登録金融機関	中国財務局長（登金）第19号	○				
蒲郡信用金庫	登録金融機関	東海財務局長（登金）第32号					
北伊勢上野信用金庫	登録金融機関	東海財務局長（登金）第34号					
岐阜信用金庫	登録金融機関	東海財務局長（登金）第35号	○				
京都北都信用金庫	登録金融機関	近畿財務局長（登金）第54号					
桐生信用金庫	登録金融機関	関東財務局長（登金）第234号					
桑名信用金庫	登録金融機関	東海財務局長（登金）第37号					

●販売会社

販売会社名	登録番号	日本証券業協会	一般社団法人 第二種金融商品 取引業協会	一般社団法人 日本投資顧問業 協会	一般社団法人 金融先物取引業 協会	備考
しのもめ信用金庫	登録金融機関	関東財務局長 (登金) 第232号				
西武信用金庫	登録金融機関	関東財務局長 (登金) 第162号	○			
関信用金庫	登録金融機関	東海財務局長 (登金) 第45号				
瀬戸信用金庫	登録金融機関	東海財務局長 (登金) 第46号	○			
高山信用金庫	登録金融機関	東海財務局長 (登金) 第47号				
但馬信用金庫	登録金融機関	近畿財務局長 (登金) 第67号				
館林信用金庫	登録金融機関	関東財務局長 (登金) 第238号				
知多信用金庫	登録金融機関	東海財務局長 (登金) 第48号				
東春信用金庫	登録金融機関	東海財務局長 (登金) 第52号				
東濃信用金庫	登録金融機関	東海財務局長 (登金) 第53号	○			
豊川信用金庫	登録金融機関	東海財務局長 (登金) 第54号				
豊田信用金庫	登録金融機関	東海財務局長 (登金) 第55号	○			
豊橋信用金庫	登録金融機関	東海財務局長 (登金) 第56号				
西尾信用金庫	登録金融機関	東海財務局長 (登金) 第58号				
沼津信用金庫	登録金融機関	東海財務局長 (登金) 第59号				
半田信用金庫	登録金融機関	東海財務局長 (登金) 第62号				
尾西信用金庫	登録金融機関	東海財務局長 (登金) 第63号				
兵庫信用金庫	登録金融機関	近畿財務局長 (登金) 第81号	○			
碧海信用金庫	登録金融機関	東海財務局長 (登金) 第66号	○			
米沢信用金庫	登録金融機関	東北財務局長 (登金) 第56号				

備考欄について

※1：「ダイレクトコース」および「投信つみたてプラン」でのお取扱いとなります。

※2：新規の募集はお取り扱いしておりません。

【重要な注意事項】

- 当資料は三井住友アセットマネジメントが作成した販売用資料であり、金融商品取引法に基づく開示書類ではありません。
- 当資料の内容は作成基準日現在のものであり、将来予告なく変更されることがあります。また、当資料は三井住友アセットマネジメントが信頼性が高いと判断した情報等に基づき作成しておりますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。
- 当資料にインデックス・統計資料等が記載される場合、それらの知的所有権その他の一切の権利は、その発行者および許諾者に帰属します。
- 投資信託は、値動きのある証券(外国証券には為替変動リスクもあります。)に投資しますので、リスクを含む商品であり、運用実績は市場環境等により変動します。したがって元本や利回りが保証されているものではありません。
- 投資信託は、預貯金や保険契約と異なり、預金保険・貯金保険・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また登録金融機関でご購入の場合、投資者保護基金の支払対象とはなりません。
- 当ファンドの取得のお申込みにあたっては、販売会社よりお渡する最新の投資信託説明書(交付目論見書)および目論見書補完書面等の内容をご確認の上、ご自身でご判断ください。また、当資料に投資信託説明書(交付目論見書)と異なる内容が存在した場合は、最新の投資信託説明書(交付目論見書)が優先します。投資信託説明書(交付目論見書)、目論見書補完書面等は販売会社にご請求ください。